

長 建 協 発 第 2 7 4 号
平成 2 7 年 9 月 1 6 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「建設業取引適正化推進月間」の実施について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の厳正かつ適正な運用などにより、その推進を図ってきたところでありますが、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されております。

このため、国土交通省及び都道府県においては、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、本年 11 月を「建設業取引適正化推進月間」と定め、法令遵守に関する活動を実施することとなりました。

つきましては、標記について全建を通じ同省土地・建設産業局長より別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。